

令和 7 年度兵庫地方最低賃金審議会

第 5 回兵庫県最低賃金専門部会

日時：令和 7 年 8 月 8 日(金) 9:30～

場所：兵庫労働局 16 階第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について

(2) その他

3 閉 会

(案)

令和7年8月8日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長 千田 直毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
千 田 直 毅
三 上 喜 美 男
山 口 隆 英

労働者代表委員
小 菅 梨 絵
小 西 啓 介
堀 井 説 也

使用者代表委員
倉 本 信 二
松 岡 直 哉
吉 川 和 宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和7年8月8日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長 千田 直毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特例的な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

千田直毅

三上喜美男

山口隆英

労働者代表委員

小菅梨絵

小西啓介

堀井説也

使用者代表委員

倉本信二

松岡直哉

吉川和宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり